

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 宮城県漁業調整規則(令和2年宮城県規則第103号「以下規則という。」)第16条で定める許可の内容の変更の許可については、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(変更の許可)

第2 規則第11条第1項の規定により定められた制限措置のうち変更を認める事項は、次のとおりとする。

(1) 制限措置の変更の許可を認める漁業等

イ 潜水器漁業

漁業種類(水産動植物の種類に限る。), 操業区域及び漁業時期に限り許可するものとする。

ロ あわび漁業及びうに漁業

操業区域及び漁業時期に限り許可するものとする。

(2) 規則第4条に掲げる漁業のうち前項以外の漁業については、原則として認めないこととする。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り認めるものとする。

附則

この方針は、令和4年5月27日から施行する。